

### 3. 介護保険

3-11

#### 介護保険料って、どのように決まるの？

介護保険料には、65歳以上の方（第1号被保険者）に納めていただく保険料と、医療保険に加入している40～64歳の方（第2号被保険者）に納めていただく保険料とがあります。第2号被保険者の保険料は、国民健康保険や職域の医療保険などの保険料の介護分として、ご負担していただきます。

第1号被保険者の保険料は、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、介護サービスに必要な費用（保険給付費）を見込んで、市町村が決定します。名古屋市では、低所得の方の負担が重くならないよう所得などに応じて保険料段階区分を定め、保険料を決めています。

特別な事情もなく介護保険料を滞納すると、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があるほか、介護サービスを利用したときに滞納期間に応じて介護保険からの給付について制限を受けることがあります。

災害により住宅などに著しい損害を受けたり、生計を支えている方が長期入院したりして保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予されたり、減免されることがあります。減免の適用には、要件および申請期限があります。区役所福祉課にお問い合わせください。

お問合せ先

**西区役所 福祉課 介護保険係**

TEL.(052)523-4519 FAX.(052)521-0067

**山田支所 区民福祉課 福祉係**

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409